

第 56 回事務局研修会 事例報告

建設キャリアアップシステム普及促進事業 京都管工事モデル

厚生労働省 建設キャリアアップシステム等普及促進コース
CCUS 等登録促進事業 助成金利用

京都府管工事工業協同組合

目 次

● 概要	1
● 事業進捗事業	2
● 業務フロー	3
● 人材確保等支援助成金 建設キャリアアップシステム等普及促進コース概要	4
● 第1弾案内書類（若年労働者確保にかかる事業開始）	7
● 京都府管工事工業協同組合 理事長トップメッセージ（第1弾案内添付）	8
● 第2弾案内書類（建設キャリアアップシステム普及促進事業開始）	12
● 事業者登録 必要書類一覧	19
● 事業者登録 記入シート	20
● 技能者登録 依頼書	22
● 技能者登録 必要書類一覧	23
● 技能者登録 記入シート	24
● 組合員への補助金申込書類案内メール（サンプル）	26
● 補助金申込書類（組合員→組合）	27
● 補助金申込書類 記入例	33
● 建設キャリアアップシステム活用例	37
● 補助金交付決定通知書	39
● 建設技能者の能力評価制度について	40
● 能力評価基準【配管】	42
● 能力評価制度 経歴証明の経過措置について	43
● 京都府管工事工業協同組合 SDGs宣言書	45

建設キャリアアップシステム普及促進事業 概要

①	事業の実施経緯	全国的・全業種の喫緊の問題である若年者・技能者の人材不足の解消への取組として、受入側の弱点をプラスにするため『なぜ建設業が敬遠されるのか』『どうすれば大企業に対抗できるのか』を模索し、若年者に目を向けて貰えるような環境整備を図り、【100年後も生き残れる企業形成】を合言葉に、魅力ある業界のアピール、組合挙げてのイメージアップ作戦を実行する運びとなった。 組合主導で動ける、人材雇用の武器となり、普及していない今なら効果を高めることができ、人材確保以外でも効果を得られることから、建設キャリアアップシステムの取組を組合として行うこととなった。 カード自体のメリットは現段階ではないが、企業として、小規模組合として登録導入事業をすることによりメリットは大きいと判断した そこで、当組合は将来的には絶対必要になる CCUS を先立って組合員が登録準備を整えるために、登録するデメリットである『お金がかかる』は助成金を利用し、登録料を全額組合が補助し、『手間がかかって面倒』な部分は、事務局がサポートをすることにより、登録へのデメリットを軽減し、組合員への一気の普及を目指すのがこの事業の狙い。 <u>実施を決定づけたポイント</u> ①人材雇用に有利である ②CCUS に関する助成金がある。 ③まだ、普及していない。 ④デメリットを解消することで、組合員への一気の普及は可能 ⑤組合として PR になる。 ⑥サポートする事務代行に精通した事務局がいる。
②	CCUS 導入のメリット	①適正な評価と待遇を受けられる期待から、若手の人材確保に繋がる。 ②技能者の就業状況を簡単に確認できる。 ③雇用する技能者のレベルが見えることから、良い職人を育て、雇用する会社は評価され受注確保に繋がる。 ④事業者登録を行っておれば、職安にて優先紹介される。 ⑤経審の評点がアップする。 ⑥建退共関係事務・社会保険加入状況確認等の事務の効率化できる。
③	CCUS 導入のデメリット	①初期登録料がかかる・②登録後の管理料（年間 11,400 円）が毎年かかる。 ③更新ごとにお金がかかる。 ④登録に手間がかかって面倒。（必要に迫られないと、できる限り避ける）
④	利用助成金	厚生労働省 人材確保等支援助成金『建設キャリアアップシステム等普及促進コース』 ○ CCUS 等登録促進事業 中小構成員等に対し、事業者登録料・技能者登録料等の全部又は一部を補助する事業に対しての補助金。事業費の最大 2/3（地域団体 最大 1,000 万円）
⑤	建設キャリアアップシステム普及促進事業 事業内容	事業期間内に、助成金を利用し、建設キャリアアップシステムに登録された事業者登録料（最大 60,000 円）と技能者登録料（最大 1 名 4,900 円）の全額補助を行う。また、希望される組合員に対して、事務局が、登録申請における無償サポートを行う。 注 1：事業者登録料の補助は、同時に技能者登録 1 名以上行った場合に限る。 注 2：技能者登録料については、簡易登録から詳細登録にした場合の差額も補助対象 注 3：既に事業者登録・技能者登録全て登録が完了している事業者については、過去に遡って、事業者登録料（最大 60,000 円）のみ補助対象とする。 注 4：レベル判定手数料・見える化手数料はスケジュールの都合上今回は対象外
⑥	事業期間	令和 4 年 10 月 17 日（月）～令和 5 年 2 月 18 日（土）
⑦	事業費（計画）	支出 9,200,000 円－助成金 5,200,000 円＝ 約 4,000,000 円 133 社のうち 110 社登録を想定（公共工事受注・ゼネコン工事受注機会有）
⑧	プロジェクトスタッフ	リーダー 1 名・サブリーダー 3 名・専従スタッフ 2 名・兼任スタッフ 6 名 計 12 名
⑨	実施にむけて注意した点	①CCUS とは？からはじまり組合挙げての取組の説明（Q & A 作成・案内の仕方） ②やりとりの書類の簡略化（マニュアルを必要部分だけにし、最低減まで削ぎ落す） ③個人情報の徹底管理（P マーク認証・今までの事務代行業務での信頼感） ④申請時の 1 件あたりの所要時間（事業登録 約 15 分・技能者登録 約 40 分） ⑤申請内容等のダブルチェック等、スタッフ人数確保（あらゆる部署担当者から任命） ⑥審査期間が長い為、迅速な報連相、サイボウズを利用した情報共有の徹底

建設キャリアアップシステム普及促進事業 事業進捗状況

令和5年1月27日現在

○事業者登録（件数）

全業者	133	登録する	110	新 規	86	サポート申請	86
						自 社 申 請	0
				既登録	24	補助金のみ	19
						本社登録他	5
		登録しない	23				

- 登録予定業者 110 社 82.7%（内、既登録 24 社 18.0%、新規登録 86 社 64.6%）
- 新規登録希望業者のうちサポート希望 86 社中 86 社 100%

参考：●登録しない23社の理由内訳

①建設業許可なし	10社
②建設業許可あり 経審なし 公共工事なし	8社
③どのような説明を受けてもメリットなし	4社
④事業縮小の為 メリットなし	1社

○技能者登録（件数）（事業期間中の新規登録及び簡易から詳細への変更登録のみ計上）

新規登録希望	353	新規	347	サポート申請	330
				自社申請	17
		簡易 ↓ 詳細	6	サポート申請	2
				自社申請	4

○登録サポート進捗状況（件数）

サポート内容	サポート総数	書類回収中	登録審査待	登録完了
事業者登録	86	0	0	86
技能者登録	332	0	55	277

○補助金・助成金内訳（補助金：組合→組合員・助成金：厚生労働省から受給）（円）

内 容	補助金総額	助成金対象	助成金対象外 （注1）	助成金額（予定）	組合持出額
事業者登録	3,336,000	2,478,000	858,000	1,652,000	1,684,000
技能者登録	1,597,100	1,597,100	0	1,064,700	532,400
計	4,933,100	4,075,100	858,000	2,716,700	2,216,400

（注1）既に事業者登録が完了している事業者については、組合員の公平を期すため、助成対象外ではあるが、過去に遡って、事業者登録料（最大 60,000 円）のみ補助対象とする。

CCUS普及促進事業 業務フロー

期間	業務内容
2022.7	・人材確保等支援助成金 建設キャリアアップシステム等普及促進コースがあることを知る ・企画創造委員会へ助成金を利用した組合あがての事業化へ向けての提案（前向きに取り組むことを承認） ・9月開催の理事会での事業化承認へ向けて、内容の掌握・助成金の申請方法・資料作成の取組開始
2022.8～9	・企画創造委員会内及び事務局のメンバーで事業推進委員会の設置・計画書を作成 ・労働局助成金センターへ計画書提出（スケジュールの都合上、理事会承認の前に提出。計画書なので取り下げ可能）
2022.9.28	・理事会承認後、翌日事務局プロジェクトチーム発足 ・事務局への事業内容周知、準備へ
2022.10.5発送	・『若年労働者確保にかかる事業』開始について・理事長トップメッセージ 送付
2022.10.17発送	（事務局） 事業案内 意向確認書発送 発送書類 ○建設キャリアアップシステム（CCUS）普及促進事業開始のお知らせ（資料09） ○登録料等補助・サポートの説明（資料10） ○CCUS登録 意向確認書（資料11） ○建設業振興基金リーフレット2枚（資料12～15） 郵送到着日より 問い合わせの電話殺到
2022.10.25締切	（組合員） ・意向確認書返送 締切日に返信がない組合員に対して、事業説明と利用のお願い
申請サポート開始 順次発送	（事務局） 事業者登録案内 技能者登録案内 事業者登録用発送書類 ○事業者登録版 必要書類一覧（事業者ごとの内容に合わせ）（資料16） ○事業者登録 記入シート（両面コピー1枚）（資料17・18） ○建設キャリアアップシステム技能者登録依頼書（資料19）
2週間と設定	（組合員） ・書類集める ・書類持参 技能者登録用発送書類 ○技能者登録版 必要書類一覧（事業者ごとの内容に合わせ）（資料20） ○技能者登録 記入シート（両面コピー1枚）（資料21・22） 誤送付等の個人情報の漏えいを防止するため、できる限り対面持参とした
審査期間約2週間	（事務局） 事業者登録（ネット） 審査完了メールで通知 訂正有の場合は再度申請してから、そこからまた2週間 ミスは絶対ダメ 12月末までに事業者登録サポート希望86社全ての登録申請を終えるを目標
	（組合員） 事業者登録料納付 審査完了後すぐに納付依頼メールが届く。納付完了後約1週間で事業者登録完了
審査期間約2週間	（事務局） 事業者登録完了後 技能者登録 技能者登録申請後、即時納付依頼メールが届く
	（組合員） 技能者登録料納付
	（組合員） 事業者登録・技能者登録 全て完了 登録料納付がわかる書類全てを事務局へ送付 ・事業者登録（新規登録 86者 2023.1.20サポート全て完了） ・技能者登録（期間内登録353名 サポート332名 2023.1.27手続き完了）
2023.2.18予定	（事務局） 組合員へ補助金を振込、助成金を申請 全ての事業完了 ・組合員への補助金63者完了 2023.1.27時点

人材確保等支援助成金 建設キャリアアップシステム等普及促進コース 概要

趣旨

建設労働者の入職促進及び処遇改善を図るため、建設キャリアアップシステム（CCUS）や建設技能者の能力評価制度、専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度を普及促進する事業を人材確保等支援助成金に新たなコースとして創設。

助成対象者

中小建設事業主団体（次の要件を全て満たす団体：任意団体可）

- ① 構成員の数が10以上であって、当該構成員が常時雇用する労働者の総数が50人以上であること
- ② 構成員のうちに占める建設事業主の割合が50%以上であること
- ③ 構成員である建設事業主のうちに占める雇用保険に加入している建設事業主が50%以上のものであること
- ④ 代表者が置かれている団体であって、団体に關する規約・規則等を有し、会計経理の独立性が担保されているなど、財務及び活動の状況等からみて、事業を的確に遂行できると認められる団体であること

※ 助成金の活用に当たっては、事業推進委員会を設置し、同委員会において、最大1年間の事業年間計画を策定の上、実施した取組に対する効果検証を行うことが必要。

建設事業主団体 (構成員10以上、常時雇用労働者50人以上)			
建設事業主 (建設労働者を「雇用」し建設業)を営む者)		建設事業主以外 (1人親方等)	
50%以上		50%以下	
雇用保険加入の建設事業主	25%以上	雇用保険未加入の建設事業主	25%以下

助成額

中小建設事業主団体:対象経費の2/3
上記以外の団体 :対象経費の1/2

※中小建設事業主団体
構成員のうち中小建設事業主(資本金3億円以下又は労働者数300人以下)の割合が2/3以上の団体

支給上限額

1 団体につき 1 事業年度 (4/1～3/31) の上限額
全国団体:3,000万円 都道府県団体:2,000万円 地域団体:1,000万円

対象事業及び対象経費

メニュー名	事業内容	対象経費	助成期間
1 CCUS等登録促進事業	建設事業主団体が、中小構成員等（注）に対し、事業者登録料、技能者登録料、レベル判定手数料、見える化評価手数料の全部又は一部を補助する事業	・事業者登録料（※1）・技能者登録料、レベル判定手数料、見える化評価手数料（※2）について中小構成員等に対し補助した額 ※1 事業者登録料については、原則として、技能者登録と一体で登録を行った場合に限り対象 ※2 見える化手数料は5万円が上限	補助の対象とする中小構成員等が異なれば複数年も可 （1 事業主において各登録料・手数料につき 1 回）
2 CCUS等登録手続支援事業	建設事業主団体が、中小構成員等（注）を対象に事業者登録、技能者登録、レベル判定、見える化評価の申請手続を支援する事業	・申請手続等を専任するアルバイト等の人件費、印刷製本費、消耗品費など ※一部費用に上限額あり。 ・申請手続等を行政書士等の外部機関へ委託する場合の委託費	各建設事業主団体につき 1 回限り（最長 1 年間）
3 就業履歴蓄積促進事業	建設事業主団体が、中小構成員等（注）におけるカードリーダーなどの各種機器やアプリなどのソフトウェア等の導入を促進する事業	・カードリーダーなどの各種機器の購入費・リース料、アプリなどソフトウェア等の導入に係る契約費用（初期費用・月額利用料等）、機器設置費用、説明会開催費用など ※ 各費用に上限額あり。ランニング費用は事業計画期間内（最大1年間） ・上記費用について中小構成員等に対し補助した額	貸出・補助の対象とする構成員が異なれば複数年も可 （1 事業主につき 1 回）

（注）中小構成員等：構成員である中小建設事業主及び一人親方のほか、当該構成員と元下関係にあるなど直接関係のある中小建設事業主及び一人親方をいう。



建設事業主等に対する助成金 厚生労働省

検索

詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。申請書のダウンロードも可能です。

計画届作成・支給申請手続きについて

事業推進委員会の設置・計画届作成

- 助成金を活用するには、事業推進委員会を設置し、同委員会で「計画届」を作成することが必要となる。

計画届の提出（2週間前まで）

- 事業実施しようとする日の2週間前までに「計画届」を、管轄する労働局に提出する。
- 計画届には、事業目標を記載した「事業目標・効果検証報告書」を添付する。

事業の実施（最長1年間の実施）



計画変更届の提出 （変更事業の実施の7日前まで）

- 下記事項を変更する場合、変更事項を実施する原則7日前までに「変更届」を、管轄する労働局に提出する。
 - ・事業を新たに追加
 - ・所要費用の増額に伴い、届け出た所要費用見込額の総額を超える場合
 - ・事業推進員に変更がある場合

事業の終了

支給申請書の提出（事業終了月に応じた期日まで）

- 右の表に記載の、個別の事業が終了した日の属する月と、対応する提出期間にあわせて、「支給申請書」を、管轄する労働局に提出する。

事業終了月	提出期間
4月、5月、6月	7月1日から8月末日まで
7月、8月、9月	10月1日から11月末日まで
10月、11月、12月	翌年の1月1日から2月末日まで
1月、2月、3月	3月1日から5月末日まで

検証結果の報告（原則、支給申請と同時に）

- 事業終了後、事業推進委員会において、効果検証を行い、原則、支給申請書と同時に「事業目標・効果検証報告書」を、管轄する労働局に提出する。
- 効果検証の結果が助成金の支給可否や助成額に影響を与えるものではない。

助成金の支給

助成金の手続は、都道府県労働局に対して行っていただくこととなりますが、本コースの活用を検討する場合には、具体的な手続方法などをサポートしますので、次の連絡先にご相談ください。

【連絡先】 厚生労働省職業安定局建設・港湾対策室 建設労働係 TEL：03-5253-1111（内線5804）

令和4年度 建設事業主等に対する助成金(建設キャリアアップシステム(CCUS)関連の助成金一覧)

- 1 建設事業主団体が構成員に対し下記のCCUSの普及促進に資する事業を実施した場合に係る経費を助成
 - ① 事業者登録料、技能者登録料、レベル判定手数料、見える化評価手数料等の補助
 - ② 事業者登録、技能者登録又は見える化評価に関する申請手続きの支援(相談、情報提供等を含む)
 - ③ カードリーダー等の導入に関する支援
- 2 建設事業主団体がCCUSに関する研修会・講習会の開催など評価・処遇制度の普及等に関する事業を実施した場合に係る経費を助成
- 3 建設事業主がCCUS技能者登録者に技能実習を受講させた場合の賃金助成の単価を割増して助成(時限措置を令和4年度も延長)

1 人材確保等支援助成金 (建設キャリアアップシステム等普及促進コース)

- 1 助成対象者 建設事業主団体(※1)
- 2 対象となる事業
 - ① CCUS等登録促進事業
建設事業主団体が、中小構成員等(※3)に対し、事業者登録料(※)、技能者登録料、レベル判定手数料、見える化手数料を補助する事業
(※) 原則、技能者登録と一体の場合に限る。
 - ② CCUS等登録手続支援事業
建設事業主団体が、中小構成員等を対象に事業者登録や技能者登録、レベル判定、見える化評価の申請手続きに関する支援を実施する事業
 - ③ CCUS就業履歴蓄積促進事業
建設事業主団体が、中小構成員等を対象に建設現場で就業履歴を蓄積するカードリーダーなどの各種機器や専用アプリなどのソフトウェア等の導入について支援を行う事業
- 3 助成額 建設事業主団体が負担した経費×助成率
- 4 助成率 中小建設事業主団体(※2) 2/3
3 上記以外の建設事業主団体 1/3
- 5 上限額 上記2の①～③を合計した1団体における事業年度(4/1～3/31)の上限額
全国団体 : 3,000万円
都道府県団体 : 2,000万円
地域団体 : 1,000万円
※ 令和4年度創設

2 人材確保等支援助成金 (若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース)

- 1 助成対象者 建設事業主団体(※1)
- 2 対象となる事業
CCUSの普及を目的とした研修会・講習会の開催など建設労働者の評価・処遇制度の普及等に関する事業
- 3 助成額 建設事業主団体が負担した経費×助成率
- 4 助成率 中小建設事業主団体(※2) 2/3
上記以外の建設事業主団体 1/2
- 5 上限額 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース内における他の事業も合計した1団体における事業年度(4/1～3/31)の上限額
全国団体 : 3,000万円
都道府県団体 : 2,000万円
地域団体 : 1,000万円
※ 令和元年度創設

3 人材開発支援助成金 (建設労働者技能実習コース)

- 1 助成対象者 中小建設事業主
 - 2 対象となる技能実習
 - 安衛法による教習及び技能講習、特別教育
 - 能開法による技能検定試験のための事前講習
 - 建設業則による登録基幹技能者講習
 - 教育訓練給付金の対象となる技術検定に関する講習など
 - 3 賃金助成額単価
 - ① 労働者数20人以下の中小建設事業主
【通常】8,550円/人日
【CCUS登録者】9,405円/人日(1.1倍)
 - ② 労働者数21人以上の中小建設事業主
【通常】7,600円/人日
【CCUS登録者】8,360円/人日(1.1倍)
- ※ 令和元年度創設
※ 令和2年度単価改訂・時限措置延長
※ 令和3年度時限措置延長
※ 令和4年度時限措置延長

- ※1 建設事業主団体 : 構成員のうち建設事業主の割合が50%以上かつ構成員である建設事業主のうち雇用保険の保険関係が成立している事業に関する建設事業主の割合が50%以上の団体
- ※2 中小建設事業主団体 : 建設事業主団体であって、その構成員である建設事業主のうちに占める中小建設事業主の割合が2/3以上の団体
- ※3 中小構成員等 : 建設事業主団体の構成員である中小建設事業主及び一人親方のほか、構成員と元下関係になるなど直接関係のある中小建設事業主及び一人親方

京管発 4第 40 号

令和4年 10 月 5 日

組合員各位

京都府管工事工業協同組合

理事長 馬 場 博 嗣

「若年労働者確保にかかる事業」開始について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、企画創造委員会にて検討を重ねてまいりました標記案件について、新たな事業として正式に採択いたしました。

つきましては、事業を開始するにあたり、本事業に対する決意を文章にまとめましたのでご一読くださいますようお願い申し上げます。

なお、具体的な事業内容については準備が整い次第、順次ご案内いたします。

敬具

魅力ある業界づくりに向けて

昨今の社会経済情勢に思いを巡らせるとき、一昨年来のコロナ禍で国民が疲弊している中、ロシアによるウクライナへの軍事進攻で原油価格が高騰、ガソリンの価格や二次製品の値上げも大きくなった。ロシアへの経済制裁で貿易が滞り、建設資材（特に建材用の木材）が直近価格の2倍以上と跳ね上がった。F R B（米連邦準備制度理事会）とE C B（欧州中央銀行）の主要政策金利の引き上げによる円安で輸入物価の高騰により食料品、電気やガス料金の値上げも顕著になった。

ここからは、項目ごとに考察していく。

建設業の現状

建設業の投資額は1992年の84兆円をピークにバブル経済が崩壊して「失われた20年」に突入した。2008年に世界経済事件ともいえるリーマンショックが発生して2011年に建設投資額はピーク時の半分の42兆円となった。しかし、2013年頃から長期経済成長が始まって、以降60兆円を推移している。

建設業の業者数（許可業者数）は1999年に約601,000社あったが、2018年には22%減の約468,000社となった。また建設業の就業者数も1997年の約685万人から2018年には約503万人へと27%のマイナスになった。

建設業の下請構造

建設の仕事は、現場や規模も内容も異なり1件ごとの単品受注生産であり、生産性が上げにくいのが特徴といえる。さらに、

- 1) 工事によって必要となる職種が異なる
- 2) 工事が発注者の動向と経済状況に左右される
- 3) 建設業者は最大の工事量を前提として労働力と機械を保有しなければならない

という特徴がある。

また、日本の企業は中小企業が多いという特徴があるが、なかでも建設業は規模が小さい事業所が特に多く存在している。そのため、2次

下請け3次下請けは当たり前。4次、5次の仕事を請け負っているところもあると言う。

この重層下請構造は大企業にも中小、零細企業にもデメリットをもたらす。重層下請になればなるほど安全管理が行き届かず重大災害を引き起こした事例もある。

何よりも小規模の事業者は力が弱く、不利な条件で取引を引き受けなければならないこともあり薄利に陥る場合がある。

つぎに、建設業が抱える問題について考える。

人材不足

建設就業者はピークだった1997年以降減少傾向にあり、現在では、60歳以上が約25%であるのに対し、10～20代は約10%である。2、3年はしのげたとしても、今後10年間で大半が引退するとみられ2025年時点で技能労働者が47万人～93万人不足すると想定されている。

全産業のなかで、建設業が一番「人手不足」を感じている。建設業に次いで運輸業、飲食サービス業と続く。これが実情である。

長時間労働

2018年度の建設業界の年間労働時間は2,036時間で、これは全産業平均より300時間も長い。このあおりで休日数も少なくなっていて、完全週休2日（4週8休）は、建設業界で約10%、週休1日（4週4休）以下は約40%にも上る。

人手が不足すると労働時間が長くなり、長時間労働が慢性化するとそれを嫌う労働者が増えるので人手の確保がさらに難しくなるという悪循環に陥る。

労働者の高齢化と若い担い手不足が特に問題になっている。それは、先のアンケート結果にも顕著に現れており、特に若年労働者の確保は我々の業界にとって喫緊の最重要課題と捉えている。

このような中で、建設業の「3K」「きつい・汚い・危険」という悪いイメージから、業界全体として新たに「新3K」を掲げて新しい取り組みを始めた。新3Kとは、「給与・休暇・希望」のことを指しており、これらを実現させることが人手不足解消の第一歩であることを示している。

我々は、この人材不足という難題に対して、具体的に施策を展開し実行していくことで、この難局を乗り切ることが肝要である。

個々の取り組みではなかなか達成出来なかったことも、京都の管工事業界全体が強い意志を持って行動していくことが大事である。

そこで、「脱！今だけ、金だけ、自分だけ」を合言葉に、組合員各位の総力を結集し、知恵と行動でこの難局を乗り切り、永続できるとともに魅力ある業界となるよう実行する。

ここに、

京都の水道屋の連帯力と底力を発揮し、嵐を起こそうではありませんか。

令和4年10月

京都府管工事工業協同組合 理事長 **馬場 博嗣**



京管発 4 第 42 号
令和 4 年 10 月吉日

組合員各位

京都府管工事工業協同組合
理事長 馬 場 博 嗣

建設キャリアアップシステム(CCUS)普及促進事業開始のお知らせ

秋麗の候 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当組合の運営に多大なるご支援・ご協力を賜り誠にありがとうございます。

当組合では、公共工事及びゼネコン関連工事に携わる全ての組合員のCCUS登録を目指すことが決議されました。

つきましては、いずれ必要となるこの制度へ、組合の補助と国の助成が活用できるこの機会に是非とも登録されることをお勧めいたします。

◆事業期間:令和 4 年 10 月 17 日(月)~令和 5 年 2 月 18 日(土)◆

別紙の『CCUS 登録 意向確認書』に貴社のご意向をチェックの上、

10月25日(火)までにご提出下さい。

ご意向によって必要な資料をご案内いたします。

【建設キャリアアップシステム(CCUS)とは】

建設技能者の資格や社会保険加入状況、現場の就業履歴等を IC カードに登録・蓄積していく仕組みです。技能者の処遇改善・明確なキャリアパスに繋がり、建設業界の切り札として官民一体となって推進しているシステムです。国交省では、公共・民間を問わず全ての工事での利活用に向け推進しています。

組合員各位

京都府管工事工業協同組合

令和4年10月吉日

建設キャリアアップシステムへの 事業者登録料・技能者登録料を補助・申請手続きサポートします。

当組合では、組合員の皆様の建設キャリアアップシステムへの事業者登録料(最大60,000円)及び技能者登録料(1名につき上限4,900円)の全額を補助いたします。また、希望される組合員におかれましては書類の作成・登録までをサポートさせていただきます。

補助ご利用の要件

- ① 令和5年2月18日(土)までの事業者登録・技能者登録における当組合への補助金申請分が対象です。
- ② すでに事業者登録及び技能者登録を行っておられる事業所は、遡って事業者登録料(最大60,000円)のみ補助をさせていただきます。
- ③ すでに技能者登録に『簡易型登録』をされていて、『詳細型登録』に変更する際の差額の技能者登録料(1名につき2,400円)も補助対象となります。
- ④ 1事業所につき1回限りです。(例:11月に事業者登録及び技能者登録5名申請して補助を受け、2月に追加で2名申請して補助を受けることはできません。まとめて2月18日までにご申請下さい。)
- ⑤ **事業者登録のみの補助金申請はできません。**(同時に技能者登録を最低1名申請する場合は補助対象)
- ⑥ **技能者登録料を技能者に負担させる場合は対象外となります。**
- ⑦ 事業所で建設キャリアアップ登録に関する、他の助成金等を申請している場合は、今回の助成金のご利用できません。

申請に当たっての注意点

- ① **管理者ID管理料が毎年11,400円(税込)がかかります。(補助金対象外)**
- ② **事業者登録の有効期限は5年です。(更新時に再度登録料が必要です)**
- ③ **技能者登録の有効期限は9年又は14年です。**

申請方法等

○まずは別添『CCUS登録 意向確認書』をご提出ください。

ご意向に応じて必要な資料をご案内させていただきます。

○登録料の領収書等の写しをご提出いただくので大切に保管しておいてください。

お問い合わせ先:京都府管工事工業協同組合

電話:075-771-7281 FAX:075-761-8729 メール:ccus@suikyo.or.jp

CCUS 登録 意向確認書



京都府管工事工業協同組合 宛

いずれかにチェックをお願いします

- ☐ CCUS 登録は組合にサポートを受け、補助金を申請します。
- ☐ CCUS 登録は自社で行い、補助金を申請します。
- ☐ 既に事業者登録済みであり、補助金のみを申請します。
- ☐ CCUS 登録はしません。

※技能者登録の場合、貴社に所属する技能者のみ補助対象になります。

※下請等、雇用関係書類がご提示できない方は補助対象外ですのでご注意ください。

年 月 日

商 号

(サポートご依頼の場合は、以下もご記入願います)

担当者氏名

担当者メールアドレス

意向確認書 提出期限：10月25日（火）

(ご提出は FAX で可)

ご提出後、登録ご希望の方に必要な資料をご案内いたします。

FAX 075-761-8729 CCUS登録申請サポート係宛



建設キャリアアップシステム

建設業の魅力向上にむけて

技能者一人ひとりの
「技能」と「経験」を
 しっかりと「認め」「育てる」仕組みです

point

①

技能者の 処遇改善

- カードをタッチしたりモバイルを使って、就業履歴を蓄積。
- 技能者の賃金アップなど、能力や経験の蓄積を反映した処遇の改善につなげます。



point

②

明確な キャリアパス

- 技能者の「技能」と「経験」を4種類のレベル分けで評価。
- 業界共通の仕組みで、レベルアップが見通せて、若い人たちに選ばれる産業を目指します。



point

③

施工能力の 見える化

- 優秀な技能者を育てる事業者として施工能力のアピール。
- 仕事の増大につながります。
- 「人材を大事にする企業」であることをPR。
- 担い手の確保につながります。



技能者を評価する仕組み

- 評価基準に合わせて4種類に色分けされた（白 → 青 → 銀 → 金）カードを交付して評価。

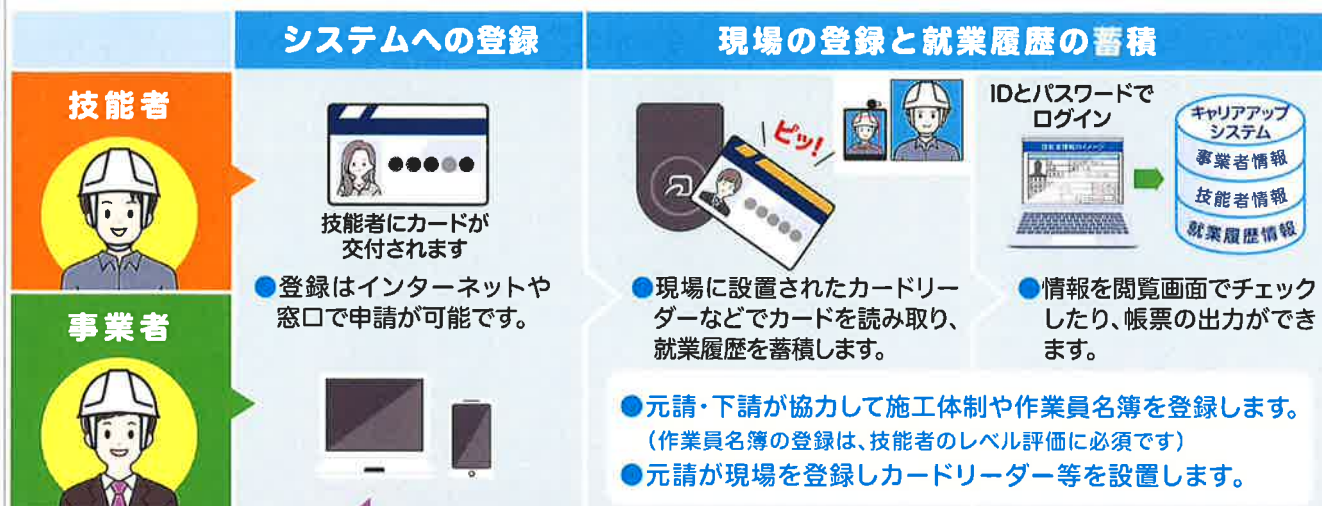
事業者の施工能力の見える化を進める仕組み

- 所属する技能者の人数・評価。
- 施工実績、建機の保有状況。
- コンプライアンス、社会保険加入状況などで評価。



建設キャリアアップシステムは、2023年度を目標に、あらゆる工事での完全実施に向けて取り組みを加速しています！

就業履歴の蓄積にはシステムへの登録が必要です



登録の代行申請をおすすめします！

- 代行申請により、技能者本人から同意を得た事業者が、技能者の登録申請を行えます。また同様に、同意を得た事業者が他事業者の代行申請も可能です。
- 身近な行政書士による代行申請が令和4年2月から可能となります。また、窓口登録(認定登録機関)も全国200箇所以上で可能となっています。

技能者のメリット



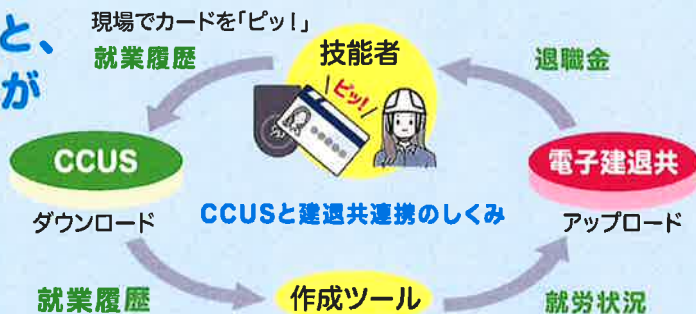
事業者のメリット



「ピッ!」とカードをタッチすると、
建退共で退職金の掛金320円が
積み立てられます。

電子申請により、
掛金の納付がより確実に
実施されます。

元請、下請事業者の
事務作業が大幅に
軽減します。



CCUSの利用料金には、「技能者登録料」、「事業者登録料」、運用時に事業者にお支払いいただく「管理者ID利用料」、「現場利用料」があります。



建設業界への就職を希望される皆さま

建設業界が変わる!

新 3 K に向け、官民一体で取り組んでいます!

新 3 Kとは・・・

給与(K)

が良い

- 賃金改善を推進 (公共工事設計労務単価の引上げなど)
- 職人の給与は約18%UP
(出所: 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より2012年度比)

休暇(K)

が取れる

- 土日閉所などにより、週休 2 日を後押し
- 働き方改革により、労働時間を縮減

希望(K)

が持てる

- 「建設キャリアアップシステム(CCUS)」で技能と経験を証明
- 技能と経験のレベルに応じた **4 色のカードを交付**
- **カードの色に応じた賃金支払の実現**を目指します

詳しくは裏面へ 



建設キャリアアップシステム(CCUS)の仕組み

CCUSに登録して、現場に設置されたカードリーダーなどにタッチするだけ!!

システムへの登録

登録すると、CCUSカードが交付されます。



現場での読み取り

現場に設置されたカードリーダーなどでCCUSカードを読み取ります。



就業履歴の登録

CCUSに就業履歴が登録されます。



CCUSに登録された情報をもとにレベルを評価

CCUSに登録された就業履歴と資格によりカードの色がレベルアップします。



point

- ・技能と経験によりカードの色がレベルアップ
- ・カードの色に応じた賃金の支払に向けた取組が進められています。

全国70万人の職人さんにご登録いただいています! (2021年10月現在)



一般財団法人
建設業振興基金
(<https://www.ccus.jp/>)



事業者登録版 必要書類一覧 ※書類はコピーで可

様

提出期限：令和4年11月8日（火）

以下の書類をご用意頂き、**ご持参または記録の残る方法で郵送をお願いいたします。**

※FAXは文字が不鮮明になるため、ご遠慮ください。

チェック	申込用紙
	事業者登録用記入シート（2枚組・全てご記入ください）

<事業者確認書類>

チェック	証明書類
	① 建設業許可通知書（全ての許可業種必要）
	②（法人）法人税納税証明書（様式その1 税務署にて） 証明日が1年以内 ※①があれば不要
	③（法人）履歴事項全部証明書（法務局にて） 証明日が1年以内 ※①があれば不要
	④（個人）所得税納税証明書（様式その1 税務署にて） 証明日が1年以内

<社会保険確認書類>

チェック	証明書類
健康保険確認書類（⑤～⑦のいずれか）	⑤協会けんぽ 保険料納入証明書・適用通知書・健康保険被保険者標準報酬月額決定通知書（直近、 被保険者氏名塗潰し ）のいずれか ⑥健康保険組合 口座振替済領収証書・納入通知書兼領収証書のいずれか ⑦国保組合（職別国保等） 保険組合加入証明書
雇用保険確認書類（⑧～⑪のいずれか）	⑧雇用保険加入証明書 ⑨納付書・領収証書（雇用保険） ⑩労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書 ⑪労働保険料等納入通知書
厚生年金保険確認書類（⑫～⑭のいずれか）	⑫社会保険料納入証明書 ⑬厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書（年金事務所発行・直近、 被保険者氏名塗潰し ） ⑭適用通知書
退職金制度確認書類（該当があれば）	⑮建設業退職金共済制度 建設業退職金共済契約者証 ⑯中小企業退職金共済制度 中小企業退職金共済制度加入証明書

<労災保険確認書類>

チェック	証明書類
	⑰労災保険特別加入証明書（法人の場合は不要）

事業者情報をご記入ください

※黄色の箇所のみご記入ください。

記入用紙No.1

①商号または名称																
②登録担当者・部署名	フリガナ 姓		名		部署名:											
③担当者メールアドレス																
④建設業許可	建設業許可番号					許可	☐ 特 ☐ 般	—				第				号
⑤法人番号(13桁)																
⑥資本金										千円						
⑦売上高(申込前年度)										千円						
⑧完成工事高(申込前年度)										千円						
⑨建設業以外の事業の有無	☐ 有 ☐ 無															
⑩現在営んでいる業種 にチェック入れてください	土 ☐	建 ☐	大 ☐	左 ☐	と ☐	石 ☐	屋 ☐	電 ☐	管 ☐	タ ☐	鋼 ☐	筋 ☐	舗 ☐	しゅ ☐	板 ☐	
	ガ ☐	塗 ☐	防 ☐	内 ☐	機 ☐	絶 ☐	通 ☐	園 ☐	井 ☐	具 ☐	水 ☐	消 ☐	清 ☐	解 ☐		
⑪上記以外に営んでいる業種	設計・コンサル ☐	地質調査 ☐	測量 ☐	(非破壊)検査 ☐	運送 ☐	警備 ☐	清掃 ☐	他()								

加入している社会保険等をご記入ください

①健康保険	加入状況	☐ 無	☐ 有	☐ 適用除外									
	事業所 整理番号												
	事業所番号												
	保険組合の 種類	☐ 健康保険組合の場合		健康保険組合の名称									
		☐ 国保組合の場合		国保組合の名称									
②年金保険	加入状況	☐ 無	☐ 有	☐ 適用除外									
	事業所 整理番号												
	事業所番号												
③雇用保険	加入状況	☐ 無	☐ 有	☐ 適用除外									
	雇用保険の 労働者番号												
④建設業退職金共済制度	加入状況	☐ 無	☐ 有	☐	共済契約者番号								
⑤中小企業退職金共済制度	加入状況	☐ 無	☐ 有	☐	共済契約者番号								
⑥労災保険特別加入 (法人の場合は記入不要)	加入状況	☐ 無	☐ 有										
	労災保険番号										整理番号		

その他情報等をご記入ください

記入用紙No.2

①CI- NET 登録状況	登録加入状況	☐ 無	☐ 有 	企業識別コード(6桁)					
②電子証明書の書類	種類名								
③所属団体 ※10団体以内記入ください。	団体名1	全国管工事業協同組合連合会			団体名6				
	団体名2	京都府管工事業協同組合連合会			団体名7				
	団体名3	京都府管工事工業協同組合			団体名8				
	団体名4	一社)京都市公認水道協会			団体名9				
	団体名5				団体名10				

主要取引先情報をご記入ください

①取引先名 ※(株)(有)も含めてご記入ください ※官公庁や地方自治体も可 ※5社以内記入ください	取引先名1	京都市上下水道局
	取引先名2	
	取引先名3	
	取引先名4	
	取引先名5	

表彰履歴について該当があればご記入ください

	事業所が受けた表彰名(団体・会社名)	表彰年月日					
1					年	月	日
2					年	月	日
3					年	月	日
4					年	月	日
5					年	月	日
6					年	月	日
7					年	月	日
8					年	月	日
9					年	月	日
10					年	月	日

①事業者登録料・技能者登録料はすべて事業者負担にて行う。

②登録に必要な情報は、すべて京都府管工事工業協同組合に提供する。

③個人情報の取扱いに関しては、京都府管工事工業協同組合の個人情報保護方針に従う。

建設キャリアアップシステム技能者登録依頼書

京都府管工事工業協同組合 宛

以下の技能者の登録を依頼します。

技 能 者 氏 名	技 能 者 氏 名

※現時点で登録予定の方をご記入ください。

貴社の所属技能者のみ補助対象になります。

雇用関係書類がご提示できない方は補助対象外ですのでご注意ください。

年 月 日

商 号

※ゴム印もしくは手書き 角丸印は不要です



FAX 075-761-8729 CCUS登録申請サポート係宛

技能者登録版 必要書類一覧 ※書類はコピーで可

様 技能者氏名 ()

以下の書類を**技能者ごと**にご用意頂き、ご持参または記録の残る方法で郵送をお願いいたします。

提出期限：令和4年11月15日（火）

チェック	申込用紙
	技能者登録用記入シート（2枚組）※技能者の人数分、コピーしてご記入ください

チェック	証明書類
日本国籍の場合 ((1)もしくは(2) どちらもない場 合は(3))	(1)運転免許証（両面）※免許を返納された場合、運転経歴証明書でも可 (2)マイナンバーカード（表面のみ） (3)パスポート（顔写真ページ見開き）+住民票（ 住民票コード、個人番号は 塗潰し ）
外国籍の場合 ((4)もしくは(5) どちらもない場 合は(6))	(4)在留カード（両面） (5)特別永住者証明書（両面） (6)パスポート（アルファベット表記）+住民票（現住所・国籍・ 在留資格、在留期間記載のもの、住民票コードは塗潰し）
	(7)顔写真（jpegデータ・背景一色・6ヶ月以内・無帽）※履歴書用orパスポート用サイズ
	(8)健康保険者証（ 記号・番号・保険者番号塗潰し ）、 もしくは後期高齢者医療被保険者証（ 被保険者番号、保険者番号塗潰し ）
厚生年金に加入の場 合(9)か(10)いずれか	(9)厚生年金加入証明書 ※雇用主作成 (10)健康保険・厚生年金保険標準報酬決定通知書 （ 基礎年金番号、申請者以外の個人情報 は塗潰し）
国民年金に加入の場 合(11)か(12)いずれか	(11)ねんきん定期便 (12)領収証書（ 基礎年金番号塗潰し ）
	(13)雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知も可・役員、個人は不要）
	(14)建設業退職金共済手帳・中小企業退職金共済手帳（氏名がわかるコピー、該当があれば）
	(15)労災保険特別加入証明証（事務組合発行、該当があれば）
	(16)保有資格証明書類（免許証・資格者証・合格証・免状・登録基幹技能者講習修了証等） 氏名・交付年月日・有効期限がわかるように両面コピー。冊子や手帳タイプはコピー 忘れにご注意ください 注：記入シートに書ききれないものも、コピーをお持ちください。登録できる資格は全て 登録させて頂きます。（登録追加の都度、審査時間がかかってしまう為）
	(17)研修受講証明書類（研修名・氏名・受講年月日・主催団体等確認できる書類のコピー）
	(18)表彰証明書類（表彰名・氏名・表彰年月日等確認できる書類のコピー）

○技能者情報をご記入ください。

※技能者ごとにご提出ください。

記入用紙No.1

①技能者氏名	フリガナ 姓	名	※ドルネームをお持ちの場合はご記入ください	
②NAME（ローマ字表記用）	FAMILY NAME	GIVEN NAME	MIDDLE NAME	
③通称名（旧姓名）	フリガナ 姓	名	④建設キャリアアップカード に通称名を記載しますか (通称名を記入した方のみご記入ください)	☐ はい ☐ いいえ
⑤生年月日	年	月	日	⑦血液型 ☐ A型 ☐ B型 ☐ O型 ☐ AB型 ☐ 不明
⑥性別	☐ 男性 ☐ 女性 ☐ その他			
⑦国籍	☐ 日本国籍 ☐ 外国籍			
⑧現住所	在留期間	年	月	日
⑨電話・FAX番号	自宅	フリガナ 都 道 府 県		
⑩メールアドレス	FAX	携帯 (左詰めでご記入ください)		
⑪建設キャリアアップ カード送付先住所 (現住所と異なる場合ご記入)	フリガナ 都 道 府 県			
⑫送付先電話番号	(左詰めでご記入ください)			
⑬緊急連絡先電話番号 (現住所と異なる場合ご記入)	フリガナ 都 道 府 県			
⑭緊急連絡先電話番号	(左詰めでご記入ください)			
⑮緊急連絡先氏名	フリガナ 姓	名	⑯続柄	
⑰入社年月日	年	月	日	
⑱学歴	指定学科卒 ☐ 無 ☐ 有	☐ 大学 ☐ 短期大学 ☐ 高等専門学校 ☐ 高等学校	学校名	学科名
⑲健康診断受診状況	健康診断種別	受診日	⑳職 種	☐ 配管工 ・ ☐ 配管工(給排水・衛生) ・ ☐ 配管工(冷暖房) ☐ 配管工(ガス) ・ ☐ 配管工(プラント) ・ ☐ ボイラー設置工 ☐ ポンプ設置工 ・ ☐ 浄化設備工 ・ ☐ 計装工(給排水衛生) ☐ 水道施設工 ・ ☐ 消防施設工 ・ ☐ ガス器具取付工 ☐ 冷凍空調設備工 (複数選択可)
	一般健康診断	年	月	日
	特殊健康診断	年	月	日
	じん肺健康診断	年	月	日

○技能者の資格・研修受講歴・表彰等の情報をご記入ください。

記入用紙No.2

1保有する登録基幹技能者資格についてご記入ください。

登録基幹技能者資格の有無 ☐ 無 ☐ 有 												
	名 称	修了／有効期限年月日										
1		修 了 年 月 日					年			月		日
		有 効 期 限 年 月 日					年			月		日
2		修 了 年 月 日					年			月		日
		有 効 期 限 年 月 日					年			月		日

2保有資格等についてご記入ください。(別紙ご参照ください)

	名 称	有効期限／取得／登録 年月日 チェック欄にチェックの上、年月日をご記入ください。
1		☐ 有効期限年月日 ☐ 取得年月日 ☐ 登録年月日
2		☐ 有効期限年月日 ☐ 取得年月日 ☐ 登録年月日
3		☐ 有効期限年月日 ☐ 取得年月日 ☐ 登録年月日
4		☐ 有効期限年月日 ☐ 取得年月日 ☐ 登録年月日
5		☐ 有効期限年月日 ☐ 取得年月日 ☐ 登録年月日
6		☐ 有効期限年月日 ☐ 取得年月日 ☐ 登録年月日
7		☐ 有効期限年月日 ☐ 取得年月日 ☐ 登録年月日
8		☐ 有効期限年月日 ☐ 取得年月日 ☐ 登録年月日
9		☐ 有効期限年月日 ☐ 取得年月日 ☐ 登録年月日
10		☐ 有効期限年月日 ☐ 取得年月日 ☐ 登録年月日

3研修等の受講履歴等についてご記入ください。

	個人が受講した研修名(団体・会社名)	受講年月日
1		
2		
3		
4		
5		

4表彰等の履歴等についてご記入ください。

	個人が受賞した表彰	表彰年月日
1		
2		
3		
4		
5		

- ①事業者登録料・技能者登録料はすべて事業者負担にて行う。
- ②登録に必要な情報は、すべて京都府管工事工業協同組合に提供する。
- ③個人情報の取扱いに関しては、京都府管工事工業協同組合の個人情報保護方針に従う。

差出人: ccus@suikyo.or.jp
送信日時: 2022年12月19日月曜日 10:56
宛先: [REDACTED]
件名: CCUS 補助金申請のご案内
添付ファイル: [REDACTED]

[REDACTED] 株式会社
[REDACTED] 様

いつもお世話になっております。
京都府管工事工業協同組合の[REDACTED]です。
CCUS事業に関しまして、補助金担当をしております。

この度は建設キャリアアップシステム普及促進事業にご賛同くださり、ありがとうございます。
補助金申請手続きに際し、書類を送付いたします。
ご確認いただき、必要な箇所全てにご記入のうえ、レターパック、特定記録等、記録の残る郵便でご返送ください。

<添付書類>

[1]返送が必要なもの ★12/27までにご返送ください

- 1.補助金交付申請書
- 2.技能者登録料 受領書・領収証等添付用紙
- 3.CCUS登録者区分表(5-イ)
- 4.疎明書(5-ウ)

[2]参考書類

- 5.記入例×2
- 6.CCUS活用資料

ご不明な点がございましたら、[REDACTED]までお問合せくださいますようお願いいたします。

一般社団法人京都市公認水道協会
京都府管工事工業協同組合

[REDACTED]
〒606-8344京都市左京区岡崎円勝寺町1-11
TEL: 075-771-7281
FAX: 075-761-8729
Email: [REDACTED]

記入 不要	受付	R5	月	日	期間	1・2期	領収証	通知書発行	申4
----------	----	----	---	---	----	------	-----	-------	----

人材確保等支援助成金 建設キャリアアップシステム等普及促進コース
『事業者登録補助金』

補助金交付申請書

申請者情報	
事業者名	CCUS 事業者ID
代表者名	雇用保険 事業者番号
住所	〒 事業所登録 初回申請日
担当者 氏名	電話番号

補助金	
区分	既登録
1	『事業者登録補助金』を申請します。
2	『事業者登録補助金』・『技能者登録補助金』を申請します。
3	『技能者登録補助金』・『技能者差額補助金』を申請します。
4	『事業者登録補助金』・『技能者登録補助金』・『技能者差額補助金』を申請します。
※『技能者差額補助金』：『簡易型登録』から『詳細型登録』変更に伴う登録料の差額補助金	
補助額合計	右頁で計算した合計額を ご記入ください (右詰め) (ア) + (イ) + (ウ) 円

支払口座情報

注1) 申請者と同一名義の口座をご指定ください
注2) ゆうちょ、銀行以外の金融機関をご指定ください

金融機関名	本・支店	預金種目
銀行・信用金庫 信用組合・農協	本店・支店 出張所	1 普通 2 当座
口座番号 (右詰め)	口座名義 (漢字等)	
	口座名義 (カタカナ)	

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

事業者登録補助金

資本金	万	円
-----	---	---

補助金申請額 (非課税)

◆当事業期間内の登録 『事業者登録補助金』の申請額	ア	合計
支払われた事業者登録料金額・技能 者登録料金額をご確認ください		60,000
『技能者登録補助金』の申請額	アまたは上限額の 低い金額	

技能者登録補助金

補助金申請額 (非課税)		
◆当事業期間内の登録		
新規 登録技能者数	60歳未満 (4900円)	人
詳細型	60歳以上 (4400円)	人
人		
(イ)	合計	

技能者差額補助金 申請額

支払われた差額技能者登録料 金額をご確認ください	◆事業開始以前の登録 簡略型・詳細型 切り替え者数	人
	(ウ)	合計

補助金受領の要件

全ての要件を確認のうえ、各項目に「√」をつけてください	
事業者登録、及び会社役員または雇用する労働者において技能者登録を完了しています。	
過去に同様の補助事業にかかる助成金等を受けていません。	
登録技能者に登録費用の支払いを完了しています。	

注意事項・添付書類

不足書類があると手続きが遅れます。添付漏れがないようご確認ください

①	補助金交付申請書 ※一紙印字しておりますので、その他空白の箇所をご記入ください。 事業者登録 払込受領証・請求書等添付用紙 ※事業者登録費用の支払いが確認できる書面写し等を添付提出してください。 ※既に提出済の際は、当組合にて添付いたしますので、貼付け不要です。	申4 A3 4-A-A A3
②	技能者登録 払込受領証・請求書等添付用紙 ※技能者登録費用の支払いが確認できる書面写し等を添付提出してください。 ※既に提出済の際は、当組合にて添付いたしますので、貼付け不要です。	4-A-B A4
③	CCUS登録人数調査票 ※事業者が雇用する技能者の登録が既に完了していることを証明する書類です。	5-1 A4
④	説明書 ※事業者が雇用する技能者の登録が既に完了していることを証明する書類です。	5-ウ A4

事業者登録料

払込受領証・請求書等添付用紙

支払日時	令和4 年 月 日
支払金額	※払込手数料は補助対象外 #N/A 円
事業者の払込受領証・振込受付書・引落明細書・請求書等 貼り付け欄 (コピー可)	
※何の料金をいつ支払ったかが分かる書類を添付してください。	

技能者登録料

受領証・領収証等添付用紙

私は、CCUS技能者登録料の全額を所属事業所より受領したことを証明します。

自筆署名 _____

受領日時	令和4 年 月 日				
受領金額	※振込手数料は補助対象外				円
事業者の振込受付書・払込受領書・引落明細書・請求書等 貼り付け欄（コピー） ※何の料金をいつ支払ったかが分かる書類を添付してください。					

CCUS等登録促進事業(事業者登録)

疎明書

令和4 年 月 日 現在

技能者登録料の補助を行わずに事業者登録料の補助を行う中小建設事業主については、下記のとおり、中小構成員等が雇用する労働者において建設キャリアアップシステムの技能者登録が完了していることを証明します。

申請者(対象事業主団体) の名称	京都府管工事工業協同組合
---------------------	--------------

中小建設事業主の名称	人			
雇用する技能者の人数				
登録者区分表(ケ)				
雇用者の氏名	初期登録年	有効期限	登録者区分表 (ア)～(ク)	
登録者区分表(ア)+(ウ)+(オ)+(キ)				
1	年	年 月 日		
2	年	年 月 日		
3	年	年 月 日		
4	年	年 月 日		
5	年	年 月 日		
6	年	年 月 日		
7	年	年 月 日		
8	年	年 月 日		
9	年	年 月 日		
10	年	年 月 日		
11	年	年 月 日		
12	年	年 月 日		
13	年	年 月 日		
14	年	年 月 日		
15	年	年 月 日		

(R4.4)

<記載方法>

- 1 「中小建設事業主の名称」欄は、対象事業主団体が中小建設事業主に対し事業者登録料のみを補助する場合において、当該中小建設事業主の名称を記載してください(技能者登録料と併せて補助を行う中小建設事業主については、記載は不要です)。
- 2 「雇用する技能者の人数」欄は、中小構成員等が雇用する全ての技能者数(建設キャリアアップシステムの対象となる技能者に限る。)を記載してください。
- 3 「雇用者の氏名」・「初期登録年」・「有効期限」欄は、中小構成員等が雇用する全ての技能者(建設キャリアアップシステムの対象となる技能者に限る。)について、その氏名及び建設キャリアアップカードに記載されている初期登録年、有効期限を記載してください。
- 4 「中小建設事業主の名称」欄は、本疎明書へ記載対象となる中小建設事業主が3以上ある場合は、「中小建設事業主の名称」以下各欄を本表に追加してください。
また、「雇用者の氏名」以下各欄が不足する場合は、行を追加してください。

CCUS登録者区分表

◆全申請登録完了時における事業者様(今回登録者含む)の人数構成をご記入ください

事業主										
------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

役員含む全社員数			人	【技能者定義】 技能者、及びその他総務・経理等事務担当者で区分しています。(資格の有無問わず) 例①: 給水装置工事主任技術者の資格を保有する経理担当者 → 事務担当者 例②: 資格を所持していない現場作業員 → 技能者											
-----------------	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

役員	
	人

うち技能者	
人	

CCUS登録者 (ア)	未登録者 (イ)
人	人

従業員	
	人

うち技能者	
人	

CCUS登録者 (ウ)	未登録者 (エ)
人	人

CCUS登録者 (オ)	未登録者 (カ)
人	人

CCUS登録者 (キ)	未登録者 (ク)
人	人

登録済の技能者 (ア)+(ウ)+(オ)+(キ)	
人	

未登録の技能者 (イ)+(カ)	
人	

(ケ)	雇用する技能者の人数 (ア)+(ウ)+(オ)+(キ)+(イ)+(カ)
人	

全未登録者 (イ)+(エ)+(カ)+(ク)	
人	

※当事業期間外に事業者登録申請をしている場合は、疎明書記入が必要です

記入	受付	R5	月	日	期間	受付番号	金額確認	領収証	通知書発行	申4
不要					1・2期					

人材確保等支援助成金 建設キャリアアップシステム等普及促進コース
「事業者登録補助金」

記入例

補助金交付申請書

全般に誤りが無いかもご確認ください

申請者情報

事業者名	水道事業 株式会社	CCUS 事業者ID	12345678910111
代表者名	水道太郎	雇用保険 事業者番号	1234-567891-0
住所	〒 606-8344 法人 初回申請日	2022年11月15日	
担当者氏名	水道 太郎	電話番号	075-351-1704
	京都府京都市左京区岡崎円勝寺町1-11		

補助金

補助金の種類	1 「事業者登録補助金」を申請します。	既登録
	2 「事業者登録補助金」・「技能者登録補助金」を申請します。	新規登録
	3 「技能者登録補助金」・「技能者差額補助金」を申請します。	既登録
	4 「事業者登録補助金」・「技能者登録補助金」・「技能者差額補助金」を申請します。	既登録
補助額合計	※「技能者差額補助金」：「簡易型登録」から「詳細型登録」変更に伴う登録料の差額補助金 右頁で計算した合計額を記入してください（右詰め） (ア) + (イ) + (ウ) #N/A	円

支払口座情報

注1 申請者と同一名称の口座をご指定ください
注2 ゆうちょ銀行以外の金融機関をご指定ください

金融機関名	本・支店	振込種目
京都	四條 本店・支店 出張所	1 普通 2 当座
口座番号（右詰め）	口座名称（漢字）	
1 2 3 4 5 6 7	水道事業 株式会社 代表取締役 水道太郎	
スイトウジギョウカダイスイトウゲタロウ	口座名称（カタカナ）	

事業者登録補助金		#N/A	万 円
資本金			
補助金申請額（非課税）			
◆当事業期間内の登録		ア 合計	#N/A
「事業者登録補助金」の申請額		上限額	60,000
支払われた事業者登録料金額・技能者登録料金額をご確認ください		アまたは上限額の低い金額	#N/A
◆技能者登録補助金			
補助金申請額（非課税）			
◆当事業期間内の登録		イ 合計	0
新規登録技能者数		60歳未満	0 人
1 人		60歳以上	1 人
		(イ) 合計	4,400
◆技能者差額補助金 申請額			
支払われた差額技能者登録料金額をご確認ください		ウ 合計	0
簡易型→詳細型切り替え者数		0 人	0 人
◆事業開始以前の登録			
「技能者差額補助金」申請額		合計	0
支払われた差額技能者登録料金額をご確認ください			
補助金申請の要件 全ての要件を確認のうえ、各項目に「○」をつけてください			
☒ 事業者登録、及び会社役員または雇用する労働者において技能者登録を完了しています。 ☒ 過去に同様の補助事業にかかる助成金を受けていません。 ☒ 登録技能者に登録費用の支払いを完了しています。			
注意事項・添付書類			
不足書類があると手続きが遅れます。添付漏れがないようご確認ください			

「事業者登録申請日」はCCUS登録サイト内、下記より確認可能です。
「TOP画面」→「左側ナビゲーション」[510_閲覧]→「80_申請情報の検索」
→「事業者申請情報一覧」申請日

事業者登録料

払込受領証・請求書等添付用紙

支払日時	令和4年 月 日
支払金額	円
※払込手数料は補助対象外	
事業者の払込受領証・振込受付書・引落明細書・請求書等 添付付付欄（コピー用紙）	
※何の料金をいつ支払ったかが分かる書類を添付してください。	

技能者登録料

受領証・領収証等添付用紙

私は、CCUS技能者登録料の全額を所属事業所より受領したことを証明します。

自筆署名

受領日時	年 月 日
受領金額	円
※振込手数料は補助対象外	
事業者の振込受付書・払込受領証・引落明細書・請求書等 添付付付欄（コピー用紙）	
※何の料金をいつ支払ったかが分かる書類を添付してください。	

技能者登録料が事業者負担である証明となります。
事業者が「技能者登録料」を直接払込んだ場合でも、
技能者の自筆署名は必要です。

技能者が事業者より「技能者登録料」を受領した日時となります。
事業者が直接「技能者登録料」を払込みした場合は、払込受領証
等の日時をご記入ください。

登録者1名につき1枚ご提出ください
(不足分はコピーしてください)

CCUS登録者区分表をもとに
ご記入ください

記入例

5-ウ

CCUS等登録促進事業(事業者登録)

疎明書

令和4 年 月 日 現在

技能者登録料の補助を行わずに事業者登録料の補助を行う中小建設事業主については、下記のとおり、中小構成員等が雇用する労働者において建設キャリアアップシステムの技能者登録が完了していることを証明します。

申請者(対象事業主団体) の名称		京都府管工事工業協同組合			
中小建設事業主の名称		水道事業 株式会社			
雇用する技能者の人数		5 人			
登録者区分表 (ケ)					
雇用者の氏名		初期登録年	有効期限		登録者区分表 (ア)~(ク)
登録者区分表 (ア)+(ウ)+(オ)+(キ)					
1	水道 英一郎	令和 2 年	令和 12 年 11 月 20 日		ア
2	水道 栄次郎	令和 2 年	令和 12 年 11 月 20 日		オ
3	水道 英参郎	令和 3 年	令和 13 年 1 月 10 日		オ
4	水道 英史郎	令和 3 年	令和 13 年 1 月 10 日		キ
5	水道 英伍郎	令和 年	令和 年 月 日		力
6	未登録の場合 (イ)・(力) は空白となります				
7					
8					
13					
14					
15					

(R4.4)

CCUS登録者区分表

◆全申請登録完了時における事業者様(今回登録者含む)の人数構成をご記入ください

事業主

水道事業(株)

役員含む全社員数

9

人

【技能者定義】

技能者、及びその他総務・経理等事務担当者で区分しています。(資格の有無問わず)

例①:給水装置工事主任技術者の資格を保有する経理担当者 →事務担当者

例②:資格を所持していない現場作業員 →技能者

役員

2

人

うち技能者

1

人

総務・経理等
事務担当者

1

人

CCUS登録者
(ア)

未登録者
(イ)

1

人

人

CCUS登録者
(ウ)

未登録者
(エ)

1

人

人

従業員

7

人

うち技能者

5

人

それぞれの人数を
ご入力ください

総務・経理等
事務担当者

2

人

CCUS登録者
(オ)

未登録者
(カ)

4

人

1

人

CCUS登録者
(キ)

未登録者
(ク)

人

人

2

人

登録済の技能者

(ア)+(ウ)+(オ)+(キ)

6

人

未登録の技能者

(イ)+(カ)

1

人

(ケ)

雇用する技能者の人数

(ア)+(ウ)+(オ)+(キ)+(イ)+(カ)

7

人

全未登録者

(イ)+(エ)+(カ)+(ク)

3

人

※当事業期間外に事業者登録申請をしている場合は、疎明書記入が必要です

建設キャリアアップシステム シンボルマーク ご利用マニュアル

一般財団法人建設業振興基金では、建設キャリアアップシステムの発展のために、シンボルマークを作成しました。幅広く普及・定着を図るために、ぜひご利用ください。

1 シンボルマーク基本型

カラー

シンボルマークのみ



シンボルマーク&略称



モノクロ

シンボルマークのみ



シンボルマーク&略称



基本表示色



C:15 M:100 Y:90 K:0
R:208 G:17 B:38
特色:DIC235



C:90 M:25 Y:85 K:0
R:0 G:137 B:83
特色:DIC2568

CCUSの色 C:0 M:0 Y:0 K:100/R:0 G:0 B:0/特色:DIC582

基本表示色



C:0 M:00 Y:0 K:70
R:77 G:77 B:77
特色:DIC582の70%



C:0 M:0 Y:0 K:100
R:0 G:0 B:0
特色:DIC582

CCUSの色 C:0 M:0 Y:0 K:100/R:0 G:0 B:0/特色:DIC582

文字付き



建設キャリアアップシステム

フォント:UD新ゴM (丸アンチックMでの使用も可とします。)

2 背景色に関して

基本「CCUS」の文字はK100%で使用しますが、背景が黒もしくは濃い色の場合、「CCUS」を白にしてください。

カラーでの使用可能範囲



背景が白

背景が薄い

背景が黒

背景が濃い

モノクロでの使用可能範囲



背景が白

背景がK10%から50%まで可

3 禁止例

シンボルマークの誤った使用例です。このような使用はしないでください。迷った場合には、下記までお問い合わせください。



背景がシンボルマークと同じ緑



背景がシンボルマークと同じ赤



背景がシンボルマークの緑に近い色



背景がシンボルマークの赤に近い色



背景がシンボルマークと同じK70%



背景がシンボルマークと同じK100%



シンボルマークそのものの色の変更



略称の色の変更



縁をつける



白ぬき



縦横比の変倍

お問い合わせ

一般財団法人 **建設業振興基金**

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4丁目2番12号 虎ノ門4丁目MTビル2号館
詳しくは建設キャリアアップシステムのホームページをご覧ください。

補 助 金 交 付 決 定 通 知 書

様

京都府管工事工業協同組合
理事長 馬場 博嗣

建設キャリアアップシステム（CCUS）等普及促進事業補助金に係る補助金交付申請書について内容を審査した結果、下記のとおり補助金の交付額を決定しましたので通知します。

記

補助金交付事業	人材確保等支援助成金 建設キャリアアップシステム等普及促進コース		
補助金交付額	円		
	内訳		
	事業者登録料		
	助成対象	助成対象外	
小計	円	円	
	技能者登録料（詳細型）		
	助成対象	助成対象外	
60歳未満	円	円	
60歳以上	円	円	
移行	円	円	
小計	円	円	



建設業で働く全ての技能者のために

建設技能者の能力評価制度

Level Judgement System



一人ひとりの技能と経験を正しく評価



自らの能力の見える化 + モチベーション向上

レベル判定システムに申請してみよう！

申請手続きの主な流れ

● 基本事項の確認 申請前に必ず確認 !!

- ✓ レベル判定の申請は所属事業者 (CCUSに事業者登録していることが必要) が行ってください。技能者は自ら申請できません。
- ✓ レベル判定の対象技能者は、CCUSに技能者登録していることが必要です。
- ✓ 申請の際は、職種別の能力評価基準を確認し、技能者の職種・申請レベルを指定してください。(職種別の能力評価基準は、能力評価制度HPをご覧ください。)

STEP 1 個人情報利用申請

レベル判定システムの申請手続きへ

建設 能力評価制度

検索



仮登録の後に
本登録を行い
ログイン



はじめに
個人情報利用申請で
同意を求めた
技能者を登録

Point 1 技能者からレベル判定の同意を得る必要があります。
(技能者に同意書への署名・押印を依頼してください。)

※同意書の写しを、システム上にお付 (アップロード) する必要があります。

STEP 2 レベル判定申請（職種・レベル）

あらかじめ
レベル判定を
行いたい職種を
選択した上で、
職種とレベルを指定

レベル判定システム（職種・レベル）

職種と申請レベルの指定は職種の能力評価基準に基づいて行ってください。
(職種の能力評価基準は、能力評価制度 H P に掲載されています。)

Point 2

STEP 3 レベル判定申請（経歴証明）

技術者の就業年数を
確認し正しく入力

経歴証明は、所長事務者が登録・証明を行うことになります。
(就業年数の起算点は、CCUSに登録されている経歴調査の最も古い資格の取得年月までとなります。)

Point 3

※例えば、CCUSに登録されている資格が 2015 年 3 月であった場合、所長事務者がそれ以前に取得した資格（最も古い年分）として登録しても、判定では 2015 年 3 月から就業を開始したと見做して計算されます。これは技能者の就業履歴の正確な把握を目的としたものです。

※就業年数は、現在とは別の事業場で就業していた期間が登録されれば、その期間も含めて登録してください。

※就業年数を不正に長く登録した場合は、判定結果の取り扱いはもちろん、CCUS 運営主体の（一財）建設労働調査会に通知し、ID 取得者も含めて不正に対処されます。

レベル判定

STEP 4 判定結果確認

レベル判定結果の
判定結果通知書の
出力が可能

判定結果はシステム上で確認できます。
(判定結果が出れば、登録したメール列に通知ご連絡します。)

Point 4

技能者、事業者双方にメリット

技能者のメリット

- ✓ 能力の見える化でモチベーション UP!
- ✓ 知識や技能に応じた適度なやりがい UP!

事業者のメリット

- ✓ 企業の評価アップ・就業拡大
- ✓ 新規作成の簡便化
- ✓ 生産性の向上

入退場時にカードを“ピッ!”とタッチ!

Q & A

Q 申請は有料ですか？

A 申請手数料は技能者一人当たり 4,000 円（レベル判定費用＋キャリアアップカード更新費 1,000 円（税込））です。後日請求書を送りますのでお支払いをお願いします。

Q 能力評価（レベル判定）の申請は、事業者以外も可能ですか？

A 基本的には技能者の所属事業者が申請を行ってください。ただし、元属事業者や上下関係事業者であっても、所屬事業者や技能者本人の同意があれば申請することができます。また、職種によっては、団体が代行して申請を行うこともできますので、詳しくは団体までお問い合わせください。

Q 判定結果が出るまでどのくらいかかりますか？

また、レベルに応じた色のキャリアアップカードはどのくらいで届きますか？

A 申請状況別にもちりますが、おおむね 1〜2 週間程度で結果が通知される見込みです。また、キャリアアップカードは申請から 1 ヶ月程度で発送される見込みです。

建設 能力評価制度

建設技能者能力評価制度推進協議会
国土交通省
(令和 2 年 6 月発行)

建設 能力評価制度

CCUS職種コード		3 6 配管工－0 1 配管工、0 2 配管工（給排水・衛生）、0 3 配管工（冷暖房）、0 4 配管工（ガス）、 0 5 配管工（プラント）、0 6 ボイラー設置工、0 7 ポンプ設置工、0 8 浄化設備工、 0 9 計装工（給排水衛生設備）、1 0 水道施設工、1 1 消防施設工、1 2 ガス器具取付工 全国管工事業協同組合連合会 （一社）日本配管工事業団体連合会 （一社）日本空調衛生工事業協会
能力評価実施団体		
呼 称		配管技能者
レベル 4	就業日数	1 0 年（2150日）
	保有資格	◇登録配管基幹技能者〔00015〕 ◇優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター）〔91025〕 ◇給水装置工事主任技術者〔31011〕 ●レベル 2、レベル 3 の基準の「保有資格」を満たすこと
	職長経験	職長としての就業日数が 3 年（645日）
レベル 3	就業日数	7 年（1505日）
	保有資格	◇ 1 級配管技能士〔11501,11511〕 ◇ 1 級又は 2 級管工事施工管理技士〔30013,30014〕 ◇排水設備工事責任技術者又は排水設備主任技術者〔31013〕 ◇配水管工技能者〔31075〕 ●職長・安全衛生責任者教育【必須】〔60001,60011〕 ●レベル 2 の基準の「保有資格」を満たすこと
	職長・班長経験	職長または班長としての就業日数が1年（215日）
レベル 2	就業日数	3 年（645日）
	保有資格	◇ 2 級配管技能士〔11502〕 ◇高所作業車運転特別教育〔50020〕又は 高所作業車運転技能講習〔40039〕 ◇給水装置工事配管技能者〔31012〕 ◇地山の掘削及び土止め支保工作業主任者（旧資格も含む）〔40005（40006,40007）〕 ◇石綿作業主任者〔40027〕
レベル 1		建設キャリアアップシステムに技能者登録され、レベル 2 から 4 までの判定を受けていない技能者

※ ●印の保有資格は、必須。◇印の保有資格は、いずれかの保有で可。[]は、ccus職種コードを示している。

※ 就業日数は、215日を1年として換算する。

4. 経歴証明に関すること

Q1. 建設キャリアアップシステムへの技能者登録からまだ日が浅いですが、登録以前の過去の経験をういて、能力評価の申請はできますか？

A: 建設キャリアアップシステム利用開始前の就業履歴については、経過措置として、「経歴証明書」を提出いただくことで評価を申請いただけます。この経過措置は令和6年3月31日までの特例ですので、それ以降の申請には適用されませんのでご注意ください。

Q2. 「経歴証明書」を用いて手続きをしたいのですが、証明者の記入方法について教えてください。

A: 「経歴証明書」に、下図のように所属事業者の代表者の情報等を記入ください。

証明者 : 事業者名 ○○○○○○○○
所在地 ○○○○○○○○
役職名 代表取締役
氏名 代表 次郎 役 表印
事業者ID : ○○○○○○○○

Q3. 「経歴証明」は何を根拠として作成すればいいのでしょうか？

A: 建設キャリアアップシステムに事業者登録されている所属事業者等(元請事業者や上位下請事業者を含む。)は、能力評価申請書(技能者)の保有資格、講習・研修及び講習の受講証明証等を確認し、経歴証明書の欄に記載することで、能力評価申請書(技能者)のシステム利用前の就業日数と職長・班長としての就業日数を証明することが可能です。

なお、所属事業者等による経歴証明を受けることが困難な者については、評価を受けようする能力評価基準を策定した能力評価実施団体に対して経歴証明の申請を行い、能力評価実施団体が経歴証明を行うこととしています。

また、これによらない方法をとる場合は、能力評価実施団体において起算点の確認を行うこととし、その具体的な方法(例:技能者の社会保険等の加入履歴を証明する書類等を能力評価実施団体が確認し、経歴証明を行う)については、別途、国土交通省に協議の上、能力評価実施規程に定めることとしています。

Q4. 「経歴証明」の特例はいつまで利用することができるのでしょうか？

A: 経過措置として、令和6年3月31日まで「経歴証明書」を利用することができます。

Q5. 以前の会社がなくなっていた場合、過去の経歴証明はどうすればよいですか？

A: 経歴証明は、所属事業者が行うもののほか、元請事業者、上位下請事業者や評価を受けようとする能力評価基準を策定した能力評価実施団体が行ったものも認められています。以前所属されていた会社がなくなっていた場合には、それらの関係者にご相談ください。

Q6. 就業日数等について経歴証明を用いて申請する場合、システム利用開始後の経験については、必ずCCUSの蓄積情報を用いて申請する必要がありますか？
(経過措置の適用期間の間は、システム利用開始後も含めて、経歴証明のみで行うことができますか？)

A: (経過措置が適用される)令和6年3月31日までは、システム利用開始後の経歴(「就業日数」、「職長・班長としての経験日数」)を含めて、経歴証明書により能力評価申請を行うことができる運用としています。



SDGs宣言書

一般社団法人京都市公認水道協会 / 京都府管工事工業協同組合

私たちはSDGsの達成のに向けた下記の取組みを推進することを宣言します。

パートナーシップ

京都市公認水道協会、京都府管工事工業協同組合およびその会員組合員とともに目標の達成を目指す

[具体的な取組み]

- ・ 会員、組合員相互の親睦並びに相互連絡
- ・ 関係諸機関との緊密なる連携
- ・ 機関紙の発行
- ・ 青年会組織の定期的な情報交換



ライフラインの守り手として 快適な生活基盤を整備

情報提供により適切・正確・安心・安全・確実な工事を通じて生活に不可欠な「水」と「空気」を提供できる社会を目指す

[具体的な取組み]

- ・ 上下水道工事及び管工事の技術向上と業界の発展
- ・ 関係諸機関の情報収集、調査、提供
- ・ 全管速スローガンの周知徹底



地域社会への貢献

地域の一員として持続的な地域社会の発展に貢献することを目指す

[具体的な取組み]

- ・ 災害時に迅速に対応するため関係各署との体制構築
- ・ 災害時に備えた機器等の整備
- ・ 水源地周辺の清掃活動
- ・ 献血を通じた命をつなぐボランティアの勧奨
- ・ AEDの設置



働きやすい職場づくり

人と組織が成長できる環境づくりのため、健康を増進し、生産性の向上ひいては互いの活性化を目指す

[具体的な取組み]

- ・ 講習会、検定会等の案内
- ・ 技能検定会や勉強会の実施
- ・ 集団健康診断の実施
- ・ ボウリング大会の実施
- ・ 同好会活動



環境に配慮した運営

省エネ・省資源を通じて環境負荷低減に努め、よりよい未来づくりを目指す

[具体的な取組み]

- ・ 太陽光発電設備の利用
- ・ 使用しないときの電灯、PCの消灯
- ・ 雨水貯留タンクの設置

